

赤穂市新学校給食センター整備事業

審査講評

令和5年5月

赤穂市新学校給食センター整備事業者審査選定委員会

赤穂市新学校給食センター整備事業者審査選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、赤穂市新学校給食センター整備事業（以下「本事業」という。）に関して、選定事業者決定基準書（令和4年12月16日公表）に基づき、提案内容等の審査を行ったので、審査結果及び審査講評を報告する。

令和5年5月8日

赤穂市新学校給食センター整備事業者審査選定委員会

委員長 加藤 明

第1 提案書類の審査体制等

1 選定委員会

選定委員会は全3回開催し、優秀提案の選定に関する事項として、要求水準書及び選定事業者決定基準書等に基づく提案書類の審議を商号又は名称を伏せて行った。

2 選定委員会の構成

選定委員会の構成は、次のとおりである。

区分	氏名	所属・役職
委員長	加藤 明	関西福祉大学・学長
副委員長※	溝田 康人	赤穂市・副市長
委員	清久 利和	たつの市教育委員会・ 教育管理部参事兼小中一貫教育推進課長
	寺田晋一郎	給食センター運営審議会委員代表
	藤本 浩士	赤穂市教育委員会・坂越中学校校長
	清水 剛	赤穂市教育委員会・栄養教諭
	岸本 慎一	赤穂市・総務部長
	澗口 彰利	赤穂市・都市計画推進担当部長

※副委員長は、第1回選定委員会において藤本大祐赤穂市・前副市長が務めたが、令和5年3月31日付けで副市長を退任したため、第2回選定委員会において後任として溝田康人赤穂市・副市長を選出した。

3 選定委員会の開催日程

選定委員会の開催日程及び審議内容は、次のとおりである。

開催日	審議内容
第1回選定委員会 令和4年11月28日（月）	・実施方針及び要求水準書（案）について ・選定事業者決定基準書（案）について
第2回選定委員会 令和5年4月17日（月）	・提案書類等に関する質問・回答について ・プレゼンテーション及びヒアリングの進め方について
第3回選定委員会 令和5年4月24日（月）	・プレゼンテーション及びヒアリング ・提案内容の審査

第2 審査内容

1 第一次審査（参加資格審査）

第一次審査（参加資格審査）には、4グループからの参加申込があり、いずれのグループについても参加者が備えるべき参加資格要件を満たしていることを確認した。（うち、1グループについては、提案書類の提出前段階で辞退届を受理した。）

2 第二次審査（提案審査）

(1) 基礎審査

提案書類について基礎審査を行い、提案価格が上限提案価格の範囲内であること、提出書類に不備が無いことが確認できたため、3グループをプレゼンテーション及びヒアリングの実施対象とした。

(2) 総合審査

ア 総合評価点の考え方

総合評価点（100点満点）については、提案価格の評価点（30点満点）と提案内容の評価点（70点満点）を合計し、算出した。

総合評価点 (満点 100 点)	=	提案価格の評価点 (30 点)	+	提案内容の評価点 (70 点)
---------------------	---	--------------------	---	--------------------

イ 提案価格の評価

最低提案価格を提示した提案に満点（30点）を付与し、それ以外の提案価格については、次式に従って得点化した。なお、得点化の際は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位までを求めた。

提案価格の評価点 = 最低提案価格/提案価格 × 30 点

ウ 提案内容の評価

提案内容の評価点は、選定事業者決定基準書の別表「提案内容の評価項目及び配点」に基づき、選定委員会が審査した。提案内容の採点基準は以下のとおりとした。

なお、提案内容の評価点は、小数点第2位までを求めた。

提案内容の採点基準

評価	評価内容	評価点
A	特に優れた提案がされている	配点×1.00
B	優れた提案がされている	配点×0.80
C	やや優れた提案がされている	配点×0.60
D	要求水準どおりの提案がされている	配点×0.30

エ 総合審査の結果

総合評価点（100点満点）は、提案価格の評価点（30点満点）と提案内容の評価点（70点満点）の合計であり、各グループの総合評価点の集計結果を次に示す。

項目	配点	グループA	グループB	グループC
提案価格の評価点	30	30.00	29.80	26.61
提案内容の評価点	70	55.65	58.65	56.18
総合評価点	100	85.65	88.45	82.79

順位	2	1	3
----	---	---	---

3 審査講評

本事業は、赤穂市新学校給食センター整備基本計画に基づき、設計施工一括発注方式（DB方式）による民間事業者の高度なノウハウと効率的かつ効果的な事業実施を期待されたもので、公募型プロポーザル方式による事業者の選定のため、選定委員会が設置され、提案内容の各項目について厳正かつ公正な審査を行った。

本事業に参加表明した3グループの提案は、いずれも本事業の目的を十分に理解されたもので、市が要求する水準を上回る優れた内容であった。

各グループの提案内容で特に評価したものは、以下のとおりである。

<グループAの提案>

- ・事業計画全般に関する事項については、先見性のある設計・発注体制に基づく事業費を算出し、省力化・合理化・環境に配慮したコスト抑制の提案を評価した。また、過去の経験から導き出したリスクの抽出による未然防止対策や発生時の早期対策、さらにバックアップ体制の構築に関する提案を高く評価した。
- ・施設整備業務に関する事項については、供用開始後における調理機器の不具合に対する迅速なメンテナンスやアフターサービスに関する提案を高く評価した。また、周辺環境に配慮した騒音・振動・臭気・排気・排水等の対策の提案を評価した。
- ・開業準備業務に関する事項については、リハーサル支援や調理従事者の研修支援など具体的な提案について評価した。

<グループBの提案>

- ・事業計画全般に関する事項については、事前調査等に基づく、より精度の高い具体性のある提案であり、浸水被害を最小化する地盤造成、防災・災害支援機能や設備配置に関する提案を高く評価した。
- ・施設整備業務に関する事項については、給食をおいしく提供するための献立づくりに配慮した調理機器・備品計画に関する提案や夏季休業など限られた期間での施設設備の更新・メンテナンス及び工事を行うための設計提案について高く評価した。また、騒音、振動、臭気、排気、排水などが周辺環境に影響を及ぼさないように具体的な提案について高く評価した。
- ・開業準備業務に関する事項については、市職員に対する十分な研修やリハーサルの実施などに関する提案を高く評価した。

<グループCの提案>

- ・事業計画全般に関する事項については、設計施工一括発注方式のメリットを活かした合理的で確実に実施可能な具体的な事業スケジュールの提案や災害発生時における施設内の安全性や事業の継続、周辺への影響に関する対策や計画を評価した。また、ZEB Ready 認証取得に向けた取組みや省エネ・創エネに資する設備等の提案について高く評価した。
- ・施設整備業務に関する事項については、周辺の道路環境に配慮した配置計画・ゾーニング計画について高く評価した。また、衛生面や作業面の安全性を考慮した調理機器・備品計画に関する提案、施設・設備のメンテナンス性や周辺環境に配慮した騒音・振動・臭気・排気・排水等の対策の提案を評価した。

これらの提案に対し選定委員会は、選定事業者決定基準書に基づき審査を行い、「グループB」を優秀提案グループとして選定した。

本事業をより良いものとするため、優秀提案グループに対し、提案内容を踏まえ、次の諸点について十分に留意し、事業を実施されるよう選定委員会として要望する。

<優秀提案グループへの要望>

- ・事業期間を通じて提案時に示された意欲を持続させ、常に、要求水準、提案内容の確実な実行により高品質な施設整備を実施すること。
- ・本施設整備の基本理念、基本方針を理解し、より良い施設整備を実現するために、市の要望等に対して適切に応え、柔軟に対応できる体制を整備すること。
- ・DB方式のメリットを最大限に発揮できるよう、代表企業は、本事業に係る構成企業及び協力企業等を統括し、市が予定している供用開始時期に遅延が生じない事業スケジュール管理と工事期間中の安全対策を確実に行うこと。
- ・市内企業への発注機会の拡大など、地域経済・地域社会への配慮・貢献に対して、より

一層積極的に充実すること。

- ・持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のうち、学校給食と密接な関係にある分野の視点、市のゼロカーボンシティ宣言を踏まえた2050年カーボンニュートラルの実現への寄与に十分配慮すること。
- ・外構整備について、周辺環境に配慮するとともに、ランニングコストや職員の維持管理の負担が軽減されるものとなるよう努めること。
- ・本事業実施においては、市と十分協議し、自治会をはじめ近隣住民等に丁寧な説明と合意形成を図り確実な事業進捗に万全を期すこと。
- ・既存施設の解体撤去時における粉塵・振動・騒音等対策を徹底し、近隣中学校等への影響を最小限とすること。
- ・集中温度管理システムの導入や学習効果の高い食育を行える見学ゾーンのプロデュースについては、市と協議のうえ、決定すること。
- ・その他、市の要望に対して適切に応え、柔軟に対応できる体制を整備すること。

<総評>

今後、優秀提案グループが本事業を実施するにあたり、本事業を確実に履行することはもちろんのこと、事業契約に対する公平性を妨げない範囲において市と十分な協議を行い、長期間にわたる事業を効率的・効果的に取り組むことを期待する。

終わりに、この度、参加いただきました代表企業をはじめ構成企業の皆様におかれましては、コロナ禍における一定の社会活動の制限が求められる中、また限られた期間のなか、高度なノウハウを活かした提案をいただいたこと、各種書類作成に係るご尽力に対しまして、心より感謝申し上げます。